

議案第34号

逗子市火災予防条例の一部改正について

逗子市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市火災予防条例の一部を改正する条例

逗子市火災予防条例（昭和37年逗子市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

（逗子市手数料条例の一部改正）

2 逗子市手数料条例（平成12年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(提案理由)

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）がそれぞれ公布されたことに伴い、特定小規模施設における住宅用防災警報器等の設置免除規定を定めるとともに、関係諸規定の整備の要あるため提案するもの。